

歯科専門職の資質向上検討会報告書(概要)(案)

—歯科技工士国家試験の全国統一化に向けて—

資料2-2

【背景】

- 昭和57年の歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許(当時)になったが、実地試験の実施の面から試験は当分の間、歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が行うこととされた。
- 歯科技工士国家試験の全国統一化については、平成24年11月に「歯科専門職の資質向上検討会」で了承され、歯科技工士法の改正法案が、国会に提出されたところである。
- 歯科技工士国家試験の全国統一化について検討を行うにあたり、歯科技工士の資質向上のため、歯科技工士の養成についても併せて検討を行った。

【課題】

見直しの方向

歯科技工士の養成

- 教育内容の大綱化を図り、単位制の導入が必要である。
- 専任教員については、教員の質により学生に教授する方法が異なる可能性があるため、専任教員の養成や教育が必要である。
- 養成施設で備える機械器具等は、歯科技工に係る技術革新やその教育方法の変化により、不要となっている物や新たに追加すべき物がある。

- 養成施設が独自性を発揮して、弾力的なカリキュラムの編成に積極的に取り組めるように、最低限必要な知識や技能を見直し、教育内容の大綱化を図り、単位制の導入に向けて検討を行い、その導入時期については、教育現場の体制を整えるための猶予期間を設ける必要がある。
- 専任教員の要件として、歯科技工の業務に従事した年限等を追加することや教員のための講習会等を充実していく。
- 養成施設が教育のために備えるべき機械器具等は、歯科技工を実施する施設や教育現場を考慮した上で、改善を行う必要がある。

歯科技工士国家試験

- 試験地については、想定される受験者数や試験の実施体制等を考慮する必要がある。
- 学説試験の試験科目や出題基準は、見直しを予定している教育内容の大綱化を踏まえた上で、検討する必要がある。
- 実地試験は、歯科技工士は技能を評価するために必要であり、その内容については客観的評価が可能なものにする必要がある。
- 合格基準は、科目別の試験問題数にばらつきがあり、その科目の総点数の30%未満のものがある場合は不合格とすると、試験問題数が少ない場合は、一題の比重が高くなる。

- 試験地については、想定される受験者数や他の医療関係職種の国家試験の実施体制等を踏まえた上で、決定する必要がある。
- 学説試験は、一題1~2分換算を基準として120題程度とし、出題形式は原則として客観式の4肢択一として禁忌肢については設定しない方向で検討する。
- 試験科目や出題基準については、教育内容の大綱化を踏まえた上で見直しを行い、その導入時期については、教育現場の体制を整えるための猶予期間を設ける必要がある。
- 歯科技工士として必要な知識及び技能について、学説試験のみで評価することは困難であるため、実地試験で評価することが必要である。
- 客観的評価が可能である試験内容を検討する。
- 科目別の試験問題数のばらつきをなくすため、試験問題数が少ない科目については、それらの科目を合わせて「科目群」を設定することを検討する。
- 「総点数の60%以上の者を合格とする。ただし、科目群を設定し、その科目群の総点数の30%未満のものがある者は不合格とする。」として、歯科技工士国家試験の合否を決定することが望ましい。